

2006年11月28日

民主党代表
小沢 一郎 様

北海道平和運動フォーラム
代表 杉山 さかえ
代表 江本 秀春
代表 住友 肇

教育基本法「改正」法案に関わる要請について

<要請趣旨>

貴職におかれましては、日頃より平和・人権・環境・民主主義を守り、国民生活の改善をめざして活動を展開されており、深く敬意を表するしだいです。

さて、政府与党は多くの国民の声を無視して、第164通常国会において教育基本法「改正」法案を上程しました。その内容は、平和・人権・民主主義を基本原則とした日本国憲法との訣別をねらい、「公共の精神」「愛国心」を押しつけ、第10条の権力による教育内容への不当介入を禁止する規定を空洞化させるものとなっています。これは、悲惨な戦争に駆り立てた戦前の国家体制や教育を猛省して制定した憲法・教育基本法の理念を否定し、「国民のための教育」から「国家のための教育」に転換するものであり、断じて容認できません。

一方、民主党は政府法案を成立させないためとして、「日本国教育基本法案」を上程しました。しかし、その内容は、「国を愛する心の涵養」「宗教的感性の涵養」を明文化する反面、教育基本法第10条の「教育は不当な支配に服することなく」という文言を削除するなど、教育基本法の理念を変えるものとなっています。

安倍首相は、教育基本法「改正」を臨時国会の最重要事項とし、衆議院では十分な論議を行わず、野党が欠席のまま強行採決を行いました。まさに国民不在の数の力による暴挙です。

今、参議院段階で論議がすすめられていますが、教育基本法は、戦後民主教育の根幹をなすものです。私たちは政府が教育基本法を改悪して「愛国心」を強制し、「国家のための人づくり」をすすめることに反対し、組織の総力を挙げて臨時国会で政府法案を廃案とするたたかいを強化しています。大変厳しい状況にありますが、自民党政権の終焉をめざし、「市民が主役の政治」をめざす民主党に対しては、政府法案を廃案にすべく一丸となって臨時国会に臨んでいただきますよう次の事項について強く要請するものです。

<要請事項>

1. 臨時国会において、民主党が一丸となって、政府の教育基本法「改正」法案を廃案にもちこむよう努力をいただきたい。
2. 政府の教育基本法「改正」法案の廃案に向けた野党共闘を強めていただきたい。
3. 民主党「日本国教育基本法案」については、あくまでも政府法案を廃案にするための戦略上のものであることを再確認し、撤回していただきたい。

以 上